

汚染土壌処理業許可申請添付書類一覧表
【申請者が法人の場合】

No.	添 付 書 類	新規	更新	変更
1	汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類	●	△	△
2	施設配置図等	●	△	△
	① 事業場付近の見取図（敷地境界線を記載してください）			
	② 事業場全体図面（施設、保管場所、建物の位置を記載してください）	●	△	△
3	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び処理能力に関する書類。施設が構造耐力上安全であることを証明する設計計算書。保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書。	●	△	△
4	埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類（周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位など）	△	△	△
5	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類	△	△	△
6	汚染土壌の処理工程図	●	△	△
	① 受入から搬出まで一連の作業の処理工程図			
	② 土壌、汚水、大気有害物質のマテリアルバランスを説明できる計算書	●	△	△
7	汚染土壌処理施設の所有権を有することを証明する書類	●	△	△
	① 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）			
	② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）			
	③ 公図（施設、保管場所の位置を記載してください）			
	④ 施設の売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等）	●	△	△
8	他の汚染土壌処理業許可証の写し	△	△	△
9	埋立処理施設のうち、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合には、公有水面埋立法の免許等の書類の写し	△	△	△
10	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けたことを証する書類の写し	△	△	△
11	技術的能力を説明する書類	●	△	△
	① 統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有すること及び下記②、③の者が存在することが確認できる管理体制系統図			
	② 運転維持管理担当者であることを証明する書類（汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することが証明できる就業証明書等）			
	③ 公害防止担当者であることを証明する書類（処理業省令（※1）第4条第2号ロ（2）に掲げる者であることを証明する書類）	●	△	△
12	事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類	●	●	●
13	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し（別表1（1）、別表4）及び法人税の納税証明書（その1）（※2）	●	●	●
14	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
15	定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（※3）（定款、寄附行為は原本証明してください）	●	●	●
16	申請者が法第22条第3項第2号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類	●	●	●
17	申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）	△	△	△
18	当該事業を行う役員が法第22条第3項第2号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類	●	●	●
19	当該事業を行う役員の住民票の写し（※4）	●	●	●
20	申請者に令第6条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し	△	△	△
21	浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類	△	△	△
22	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水及び排水に係る用水の系統を説明する書類	△	△	△

汚染土壌処理業許可申請添付書類一覧表
【申請者が法人の場合】

No.	添付書類	新規	更新	変更
23	排水口における排出水の水質の測定方法を記載した書類	●	△	△
24	汚染土壌処理施設の周縁の地下水（水面埋立処理施設又は自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法を記載した書類	●	△	△
25	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出を防止する方法を記載した書類	●	△	△
26	浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類	△	△	△
27	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類	△	△	△
28	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる大気有害物質を大気中に排出する煙突その他の施設の開口部）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類	△	△	△
29	自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌から異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあっては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類	△	△	△
30	廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類	●	●	●
31	汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって基準に適合しない汚染状態にあるものを再処理汚染土壌処理施設において処理する場合には、許可証の写し及び引渡しを受けることについての同意書	●	●	●
32	今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書 （1）提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、自己資本比率が0%以上10%未満である。（直前3年間の経常利益等金額（経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額）の平均値及び直前の経常利益等金額が共にプラスである場合を除く。） ② 営業実績が3年に満たないとき （2）（1）に該当しない場合であっても、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの（更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※1…汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）

※2…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※3…履歴事項全部証明書

※4…本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限るものとする。マイナンバーの記載はしないでください。

（注）登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

○申請手数料

新規	240,000円
更新	206,000円
変更	202,000円

手数料は申請受付時に愛知県収入証紙で納入又は受付窓口でのキャッシュレス決済となります。（証紙は東三河総局及び県民事務所等で販売しています。）

○提出部数

3部（正本、副本、写し。写しは控えとしてお返しします。）

※登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等については、3部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。なお、原本照合を申請先で行えば、正本の添付省略も可能です。

汚染土壌処理業許可申請添付書類一覧表
【申請者が個人の場合】

No.	添付書類	新規	更新	変更
1	汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類	●	△	△
2	① 事業場付近の見取図（敷地境界線を記載してください）	●	△	△
	② 事業場全体図面（施設、保管場所、建物の位置を記載してください）	●	△	△
3	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び処理能力に関する書類。施設が構造耐力上安全であることを証明する設計計算書。保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書。	●	△	△
4	埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類（周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位など）	△	△	△
5	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類	△	△	△
6	① 受入から搬出まで一連の作業の処理工程図	●	△	△
	② 土壌、汚水、大気有害物質のマテリアルバランスを説明できる計算書	●	△	△
7	① 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△	△
	② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△	△
	③ 公図（施設、保管場所の位置を記載してください）	●	△	△
	④ 施設の売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等）	●	△	△
8	他の汚染土壌処理業許可証の写し	△	△	△
9	埋立処理施設のうち、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合には、公有水面埋立法の免許等の書類の写し	△	△	△
10	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けたことを証する書類の写し	△	△	△
11	① 統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有すること及び下記②、③の者が存在することが確認できる管理体制系統図	●	△	△
	② 運転維持管理担当者であることを証明する書類（汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することが証明できる就業証明書等）	●	△	△
	③ 公害防止担当者であることを証明する書類（処理業省令（※1）第4条第2号ロ（2）に掲げる者であることを証明する書類）	●	△	△
12	事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類	●	●	●
13	資産に関する調書、直前3年の所得税の納税証明書、確定申告書の写し（第1表）および確定申告書の添付書類の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）（※2）	●	●	●
14	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
15	申請者の住民票の写し（※3）	●	●	●
16	申請者が法第22条第3項第2号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類	●	●	●
17	申請者が法第22条第3項第2号2に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）	●	●	●
18	申請者に令第6条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し	●	●	●
19	浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類	●	△	△
20	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水及び排水に係る用水の系統を説明する書類	●	△	△

汚染土壌処理業許可申請添付書類一覧表
【申請者が個人の場合】

No.	添 付 書 類	新規	更新	変更
2 1	排水口における排出水の水質の測定方法を記載した書類	●	△	△
2 2	汚染土壌処理施設の周縁の地下水（水面埋立処理施設又は自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法を記載した書類	●	△	△
2 3	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出を防止する方法を記載した書類	●	△	△
2 4	浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類	△	△	△
2 5	自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類	△	△	△
2 6	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる大気有害物質を大気中に排出する煙突その他の施設の開口部）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類	△	△	△
2 7	自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌から異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあっては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類	△	△	△
2 8	廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類	●	●	●
2 9	汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって基準に適合しない汚染状態にあるものを再処理汚染土壌処理施設において処理する場合には、許可証の写し及び引渡しを受けることについての同意書	●	●	●
3 0	今後 5 年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書 ① 営業実績が 3 年以上ある場合で、負債が資産以下で、直前 3 年において所得税を納付していない年がある。 ② 営業実績が 3 年に満たないとき	△	△	△

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの（更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※ 1…汚染土壌処理業に関する省令（平成 2 1 年環境省令第 1 0 号）

※ 2…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※ 3…履歴事項全部証明書

※ 4…本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限るものとする。マイナンバーの記載はしないでください。

（注）登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

○申請手数料

新規	240,000円
更新	206,000円
変更	202,000円

手数料は申請受付時に愛知県収入証紙で納入又は受付窓口でのキャッシュレス決済となります。（証紙は東三河総局及び県民事務所等で販売しています。）

○提出部数

3部（正本、副本、写し。写しは控えとしてお返しします。）

※登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等については、3部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。なお、原本照合を申請先で行えば、正本の添付省略も可能です。